

■ 4条1項11号

不服 2020-5264

＜本願商標＞

D'COORD
ディーコード

第28類「人形」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「Dコード」（標準文字）

「家庭用テレビゲーム機用プログラム、携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM」を含む第9類及び第42類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品及び役務

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「D'COORD」の欧文字及び「ディーコード」の片仮名を上下二段に横書きした構成からなるところ、下段の片仮名は上段の欧文字の読みを表したものと認められるものであって、構成各文字は、同書、同大で外観上まとまりよく一体的に表されており、また、本願商標全体から生じる「ディーコード」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、その構成中の「COORD」の文字は、「座標」を意味する英語である「c o o r d i n a t e」の略称であるものの（「英辞郎 on the WEB」株式会社アルク）、我が国において一般に馴染みのある語とはいえないことから、この文字に接する取引者、需要者が、直ちに特定の意味合いを理解するとはいい難い。そうすると、当該語頭に、アルファベットの1文字（D）とアポストロフィー（'）を連結させてなる「D' COORD」の文字は、全体としても辞書等に掲載のない語であるから、特定の観念を認識させない一種の造語といえるものであって、本願商標からは、特定の観念は生じないものである。

（2）引用商標について

引用商標は、・・・、「Dコード」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ディーコード」の称呼を生じ、また、その構成中の「コード」の文字は、「弦楽器の弦」、「規定」、「太ひも」等（「広辞苑第七版」岩波書店）を理解させる親しまれた語であるものの、当該語頭に、アルファベットの1文字（D）を連結させてなる「Dコード」文字は、既成の語として辞書等に載録されておらず、一般に親しまれた語でもないから、引用商標からは、特定の観念は生じないものである。

（3）本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標との外観を比較すると、本願商標の「D' COORD」の文字と、引用商標の「Dコード」の文字とは、語頭の「D」の文字を共通とするものの、全体の文字数が、7文字と4文字とで異なり、2文字目において、アポストロフィー（'）の有無、2文字以降が欧文字か片仮名の差異を有することから、これらの差異はさほど多くない文字数においては、別異の語であるとの印象を強く与えるものであって、外観上、明らかに区別できるものである。

次に、称呼については、本願商標と引用商標とは、共に「ディーコード」の称呼を生じるものであるから、両商標は、称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標とは、いずれも特定の観念を生じないものであるから、両商標は、観念において比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないものであって、称呼を共通にするとしても、外観においては、両商標の構成文字や文字種、アポストロフィー（'）の有無といった差異を有するものであって、その印象が著しく相違し、判然と区別し得るものであるから、その称呼の共通性が外観における差異を凌駕するとはいい難く、これらの外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総

合して全体的に考察すれば、これらは相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、それらの指定商品の類否について判断するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「D' COORD/ディーコード」と、引用商標「Dコード」は、観念において比較することができないものであって、称呼を共通にするとしても、外観においては印象が著しく相違し判然と区別し得るものであるから、その称呼の共通性が外観における差異を凌駕するとはいい難く、これらの外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、これらは相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である、と判断されました。

実務上、本願商標のように、欧文字とその読みのカタカナを二段併記にしたものを商標見本とすることは少なくありません。商標見本を二段併記にする理由としては、称呼をあえて特定したいとか、併記することで出願する商標の数を減らして費用を節約したいなどの意図がある場合が多いでしょう。

ただ、ケースによっては二段併記のデメリットが生じる場合もあるので注意が必要です。たとえば、商標の類否判断や、不使用取消審判の使用証明で不利になる場合があります。

本事件では、本願商標の下段のカタカナによって、称呼を「ディーコード」と特定したことから、引用商標とは称呼が共通するとされましたが、それ以上に両商標の外観上の差異が大きかったために、総合的判断から非類似と判断された次第です。

しかし、その外観上の差異は、あくまで上段の「D' COORD」によるものと言えますから、本願商標を使用する際に、下段の「ディーコード」だけを使用すれば、引用商標との関係で問題となる可能性があり、注意が必要でしょう。もし、本願商標を「D' COORD」と「ディーコード」に分けて、それぞれを出願していたら、おそらく後者は4条1項11号該当を解消するのは難しかったのではないかと考えられます。

本願商標は、幸いにして商標登録が認められたものの、上述のとおり「ディーコード」の文字単独に登録が認められているわけではありませんから、使用上（表記上）の制限があると言え、実際の使い勝手としてはあまりよろしくないであろうことが推測されます。

いつも言っていますが、商標登録というものは、「ただ商標登録ができればそれで良い」といった簡単な話ではありませんので、広い視点からの戦略や検討が大切です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2021年3月10日 >